沿岸広域振興局長告示第57号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年7月3日

沿岸広域振興局長 石 川 義 晃

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370300402	株式会社ジャパンケアサ ービス	ジャパンケア大船渡	大船渡市盛町字みどり町 8番地13	平成30年6月30日

2 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370300410	株式会社ジャパンケアサ ービス	ジャパンケア大船渡	大船渡市盛町字みどり町 8番地13	平成30年6月30日